



# 鳥取県公報

令和5年2月28日（火）  
第9476号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示 生活保護法による指定医療機関の変更の届出（74）（福祉監査指導課）……………2
- 国土調査の成果の認証（75）（農地・水保全課）……………2
- ◇ 公 告 二級建築士試験等の実施（住まいまちづくり課）……………3

# 告 示

## 鳥取県告示第74号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
医療法人はぐくみ伊藤歯科医院	八頭郡智頭町大字智頭1708-3	令和3年3月11日

## 鳥取県告示第75号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年2月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
倉吉市	平成30年度及び令和元年度	倉吉市（大原、広栄町、虹ヶ丘町及び上余戸の各一部）の地籍図及び地籍簿	倉吉市大原、広栄町、虹ヶ丘町及び上余戸の各一部	令和5年2月28日
〃	令和元年度及び令和2年度	倉吉市（虹ヶ丘町の一部）の地籍図及び地籍簿	倉吉市虹ヶ丘町の一部	〃
鳥取市	〃	鳥取市（河原町釜口の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市河原町釜口の一部	〃
〃	令和元年度から令和3年度まで	鳥取市（国府町玉鉾の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市国府町玉鉾の一部	〃
〃	〃	鳥取市（福部町栗谷の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市福部町栗谷の一部	〃
〃	令和2年度及び令和3年度	鳥取市（長谷及び赤子田の各一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市長谷及び赤子田の各一部	〃
〃	〃	鳥取市（青谷町早牛の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市青谷町早牛の一部	〃
〃	〃	鳥取市（用瀬町家奥の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市用瀬町家奥の一部	〃

籍簿

## 公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和5年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

令和5年2月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 試験の日時

#### (1) 二級建築士試験

##### ア 学科の試験

令和5年7月2日（日）午前10時10分から午後5時20分まで

##### イ 設計製図の試験

令和5年9月10日（日）午前11時から午後4時まで

#### (2) 木造建築士試験

##### ア 学科の試験

令和5年7月23日（日）午前10時10分から午後5時20分まで

##### イ 設計製図の試験

令和5年10月8日（日）午前11時から午後4時まで

### 2 試験の会場

倉吉市小田458 伯耆しあわせの郷

### 3 試験の内容

#### (1) 学科の試験

ア 建築計画（建築設備の概要を含む。）

イ 建築構造（構造計算及び建築材料を含む。）

ウ 建築施工（施工契約及び敷地測量を含む。）

エ 建築法規（建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築士法並びにこれらの関係法令）

#### (2) 設計製図の試験

建築設計製図（仕様書の作成を含む。）

### 4 受験申込手続

インターネットにより行うこと。なお、インターネットによる受験申込みを行うことができない場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、令和5年4月10日（月）までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部に申し出ること。

#### (1) 受付期間

令和5年4月3日（月）午前10時から同月17日（月）午後4時まで

#### (2) 申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

### 5 合格者の発表及び合否の通知

令和5年12月7日（木）（予定）に、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。なお、学科の試験についても、同年8月21日（月）（予定）に同様の方法で通知する。

### 6 その他

(1) 設計製図の試験の課題は、令和5年6月7日（水）（予定）から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において公表する。

(2) 受験手数料

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の定めるところにより所要の手数料を徴収する。なお、納付の方法は、公益財団法人建築技術教育普及センターが定める試験案内によること。

(3) 問合せ先

ア 公益財団法人建築技術教育普及センター本部 東京都千代田区紀尾井町3-6 電話050-3033-3822

イ 一般社団法人鳥取県建築士会 鳥取市市場二丁目86-1 電話0857-32-8777

(4) この試験に関する事務は、鳥取県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行う。

(5) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ、公益財団法人建築技術教育普及センター本部（電話050-3033-3822）にその旨を申し出ること。